

5つの補償で皆さまの安心・安全な生活をお守りします！

個人賠償責任補償

示談交渉サービス付(日本国内のみ)

3億円限度

日常生活において、偶然な事故により他人にケガを負わせたり、他人の財物に損害を与えたり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって法律上の損害賠償責任を負った場合が対象となります。

- 福祉施設を利用中に自室で水漏れを起こして階下の戸室に損害を与えてしまった。
- 車椅子の操作を誤り他の利用者と接触してケガを負わせた。
- 施設から貸与されていた財物を破損してしまった。
- 外出時に誤って線路内に侵入して電車を停めてしまい、損害賠償を請求された。



借家・入居施設補償

- 借戸室を、火災・破裂・爆発により壊し、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合(借家人賠償補償)。
- 借戸室が、火災、落雷、破裂、爆発、外部からの物体の飛来、盗難等により損壊し、賃貸借契約やサービス利用契約に基づき、自己の費用で修理した場合(修理費用補償)。

- サービス付高齢者住宅の入居者が、失火により自室を破損してしまい、運営法人に対して法律上の賠償責任を負った。
- 自室が盗難被害に遭い、サービス利用契約に基づいて自己の費用で修理をする必要が生じた。



ケガの補償

日射・熱中症による身体の障害を負った場合も補償します。

日常生活、就業中、通勤途上、福祉施設利用中などで、ケガを負った場合。

- 施設内で転倒しケガをした。
- レジャー中に足を捻挫した。



弁護士費用補償

(弁護のちから)

弁護士紹介サービス付

法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポート。

1. 被害事故
2. 人格権侵害



生活用動産の補償

(充実プランのみ)

住宅内生活用動産補償

住宅・入居施設内に所在する生活用動産(家財)が、偶然な事故によって破損した場合。

- 火災により、施設に持ち込んだ家財一式が焼失してしまった。
- 自身が所有するテレビやタンスなどの家財を倒し、破損させてしまった。



補償内容と掛金(保険料)

(保険期間1年、職種級別A級、天災危険補償特約、熱中症危険補償特約、入院保険金および通院保険金支払限度日数変更特約(30日)、特定感染症危険(後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金)補償特約セット、後遺障害等級限定補償特約(第1級~第3級)、一時払)

		シンプルプラン	充実プラン
個人賠償責任補償		3億円 示談交渉サービス付(日本国内のみ)	
借家・入居施設補償		借家人賠償責任補償:500万円 修理費用補償 :100万円(自己負担額1事故につき3,000円)	
ケガの補償	死亡・後遺障害	146万円	182万円
	入院(日額)	3,000円(30日限度) ^(※)	
	手術	外来の手術:1.5万円 入院中の手術:3万円	
	通院(日額)	1,000円(30日限度) ^(※)	2,000円(30日限度) ^(※)
	特定感染症(葬祭費用保険金)	300万円限度	
	熱中症	○	○
弁護士費用補償 (弁護のちから)	①被害事故 ②人格権侵害	弁護士費用:通算200万円限度(自己負担割合10%) 法律相談・書類作成費用:通算10万円限度(自己負担額1,000円)	
生活用動産の補償 (充実プランのみ)		×	30万円 (自己負担額1事故につき3,000円)

(※)特定感染症危険補償特約の対象となる場合は、入院保険金および通院保険金支払限度日数変更特約(30日)、後遺障害等級限定補償特約(第1級~第3級)のいずれも適用されません。

年間掛金 ^(※)	シンプルプラン	充実プラン
	17,760円	23,590円

(注)制度運営費とは、この保険制度の運営に必要な費用(事務手続費用等)に充当するための費用です。

(※)掛金は保険料+制度運営費(年会費2,040円)で構成されています。

